

〈講 演〉

フランスにおける民事責任法改正草案

(2017年3月13日の改正草案)

オリヴィエ・グート (リヨン第3大学教授)

野澤正充 (訳)

- 0 はじめに
- I 改正草案における民事責任法の一般的な構成
 - 1 一般責任法と特別な制度の関係
 - 2 不法行為責任と契約責任の明確化
- II 民事責任に認められる一定の要件の法典化
 - 1 損 害
 - 2 因果関係
 - 3 責任を生じさせる行為
 - A 現行の解決の補強
 - B 改 革
- III 人身損害についての特別な取扱い
 - 1 人身損害の被害者に好意的な規定
 - 2 人身損害の被害者間の平等への強い配慮
- IV 責任の効果：特別な3つの規定に焦点を当てて
 - 1 損害賠償に関する条項
 - 2 損害軽減義務 (mitigation) の慎重な承認
 - 3 民 事 罰
- V 結 語

0 はじめに

まず、2つの問題を提示する。1つは、なぜ民事責任法を改正するのか、ということであり、もう1つは、その改正をどのように行うのか、ということである。

(1) なぜ民事責任法を改正するのか。

民事責任法の改正は、必要である。その理由は、次の2つである。

第1の理由は、2016年2月10日に公布され、同年10月1日に施行された契約法の改正を補充しなければならない、ということである。というのも、契約法改正の起草者は、契約責任法については問題を先送りにし、これに手を付けず、責任法全体の改正に委ねることにしたからである。

第2の理由は、民事責任法が現代化され、かつ明確なものとならなければならないことにある。すなわち、1950年代以降、繰り返しフランスでは、民事責任法が危機的な状況にあると考えられてきた。というのも、民事責任法は、フランス民法典が完成した1804年以降、改正の対象とはならなかったからである。

しかし、今日の社会経済の状況は、1804年当時の状況とは何の関係もなく、全ての者が民事責任法の改正を望ましいと考えている。たとえ民事責任をめぐる紛争が、19世紀にはほとんど存在しなかったとしても、今日ではもはやそうではない。そこで、判例は、民事責任の一般法として、不法行為責任に関するわずか5箇条の条文と、契約責任に関する約10箇条ほどの条文を参照して、さまざまな紛争の解決を導かなければならなくなっている。

では、立法者は、これまで何ら民事責任法を改正しなかったのであろうか。そうではなく、立法者は、民事責任法の改正に絶えず取り組んできたといえよう。というのも、50年ほど前から、立法者は、一般法の適用によっては救済されない一定の被害者への損害賠償を認めるための、特別な新制度の創設に絶えず取り組んできたからである。そして、そのような特別な制度としては、労働災害、交通事故、製造物責任、医療事故、特定の運送事故、違法行為ないしテロリズムの被害者についてのものが存在している。

その結果、今日では、次のような一種のパラドックスが生じている。すなわち、一方では、1804年以來の民法典に民事責任の一般法がいくつかの条文によって規定されている。しかし他方では、一定の特別な状況を規律する多数の法律が存在し、多くの特別な制度を形成している。

(2) どのように民事責任法を改正するのか。

フランスは、すでに契約法と債務法の改正をとおして、大きな債務法改正を経験した。この債務法改正は、オルドナンスによって行われたものである。この手続は、憲法上認められている特別な立法のテクニックである。すなわち、

行政権が、立法権に対して、法律に関する事項について、例外的に規則（オールドナンス）を制定することを要求するものである。

このテクニックは、国会におけるよりも、より速やかに法律を制定することを可能とするために用いられる。そして、改正法案を、より大きな全体の一貫性を維持しながら承認するものである。

しかし、民事責任法の改正には、国会による立法が優先される。その理由は、改正の対象がより象徴的なものだからである。すなわち、対象は、被害者の権利と損害賠償に関するものである。

また、実際上の理由としては、契約法草案が350条あったのに対して、民事責任法の改正草案は80条に過ぎない、ということも指摘できよう。

司法省は、法律の改正草案を作成した。司法省は、出向している裁判官によって構成され、彼らは行政権として条文を起草することをその任務としている。ただし、その作業は、多くの報告に依拠している。

実際に司法省では、学者によって構成された2つのグループの報告が検討された。1つは、2005年に公にされたジュヌヴィエーヴ・ヴィネイ教授によるものであり、もう1つは、2011年に公にされたフランソワ・テレ教授によるものである。そのうち、前者は被害者の利益により配慮し、後者は事業者の保護とその利益により配慮するものであった。そして、これらの基礎を踏まえて、司法省は、多くの学者と実務家の意見を求めながら、準備草案 (avnat-projet) を作成し、これを2016年4月29日に公にした。この準備草案は、妥協の産物ではあるが、明らかに、被害者の利益を優先するものである。

契約法と同じように、司法省は、この準備草案について、2016年の夏の終わりまで広くパブリックコメントを求めた。その結果、1000頁を超える意見が寄せられた。そして、準備草案は、2017年3月13日の改正草案 (projet) となった。

(3) 国会での審議

国会は、いつこの改正草案を審議するのか。それは誰も知らない。なぜなら、フランスでは大統領選挙があり、次期政権の意思によるからである。ただし、審議はかなり早く行われ、2018年中には改正法が成立するであろうと考えられている。

そこで、改正草案の内容について検討しよう。もっとも、改正草案の全体を詳細に検討することはできない。それゆえ、以下の問題について、特筆すべき

点を検討しよう。

- 1 改正草案における責任法の一般的な構成
- 2 一定の民事責任の再法典化
- 3 身体損害についての特別な取扱い
- 4 損害賠償の合意と過失に基づく行為に言及しつつ、責任の効果を検討する。

I 改正草案における民事責任法の一般的な構成

まず、全体の構成について、民事責任に関する 80 条の規定が、次の 6 つの章に分けられている。すなわち、第 1 章は、冒頭規定 (dispositions liminaires) であり、第 2 章は、責任要件を扱う。第 3 章は、責任の免除ないし排除原因を扱う。また、第 4 章は、責任の効果に関するものであり、第 5 章は、責任条項に関するものである。そして、第 6 章は、責任の主要な特別の制度に関するものである。

採用された章立てを見ると、明らかに、民事責任法の構成を明確化しようとする努力がうかがわれる。すなわち、第 1 章から第 5 章までは、民事責任に原則的に適用される一般的な規定を論じ、特別な制度は取り上げない。次いで、第 6 章では、いくつかの特別な制度が設けられている。

留意すべきは、次の 2 点である。すなわち、一般法と特別法の関係、および、契約責任と不法行為責任の関係である。

1 一般責任法と特別な制度の関係

改正草案の起草者は、特別な制度の全体を修正するという立場を採らず、また、次の 2 つの例外を除いては、さまざまな特別な制度を民法典の中に取り込むこともしていない。その 2 つの例外とは、製造物責任と交通事故による責任であり、この 2 つは実務上も頻繁に用いられている。

したがって、改正草案には、損害賠償制度の多様性に起因する困難さを解決するための一般的な規定が存在せず、この点が改正草案の最も弱い点である。というのも、このような多様性が、被害者間の紛糾と不平等さの原因となっているからである。

もっとも、改正草案が人身損害に対して適用される特別な規定を設けている

ことは、注目に値する。その規定は、一般法を超えて広く適用されるものであり、司法裁判所の全ての審級および和解に際して機能するものである。1267条以下の規定であり、この点は、後に検討する。

2 不法行為責任と契約責任の明確化

フランスの現行法は、契約責任と不法行為責任との間に重大な差異 (opposition) がある。そして、損害賠償に適用される規定は、その損害が契約の範囲内にあるか否かによって異なり、両責任の差異から、責任の非競合ないし非選択の原則が導かれる。すなわち、被害者が損害を惹起した者と契約関係にある場合には契約責任に基づいて損害賠償請求をしなければならないことになる。

この責任の非競合は、その詳細に立ち入ることはできないけれども、いくつかの理由によって議論されている。

まず、改正草案も、この2つの責任タイプの違いを維持し、責任の非競合の原則を採用する。ただし、その原則は緩和されている。

1) 改正草案には、不法行為責任と契約責任の両者に適用されうる一連の規定が存在する。それは、とりわけ、賠償される損害と因果関係とに関する規定である。

2) 改正草案は、人身損害については、非競合の原則を排除している。より正確には、1233条において、損害が契約の履行に際して生じたものであっても、契約外責任の規定に基づいて賠償されることが認められている。それゆえ、人身損害は、契約責任ではなく (décontractualisé), 重要な改革である。

ただし、次の点を加えなければならない。すなわち、被害者は、契約外責任の規定を適用するよりもよりよい場合には、契約条項を援用することができる (1233-1条2項)。換言すれば、人身損害の被害者は、望めば、契約責任に基づいて損害賠償を請求することができるのである。

II 民事責任に認められる一定の要件の法典化

責任が認められるためには、損害、責任を引き起こす行為、そして行為と損害との間の因果関係が要件となる。この3つの要件を検討する。

1 損害 (dommage)

まず、民法典 1235 条によれば、財産的ないし非財産的、また個人ないし集団の利益の侵害による損害は、全て賠償されうるものである。

この条文から導かれる主要なことは、全ての損害が潜在的には賠償されうるものである、ということである。ここでは、侵害された利益の性質に応じた選択はなされず、損害について階層的であるドイツ法のような提案がなされていない。というのも、ドイツでは、法律によって列挙された損害のみが、民事責任法によって保護されているからである。

フランスでは、原則的にはなお、全ての損害が賠償されうる、というものである。

2 因果関係

2つの条文が因果関係を定めているが、その内容は、一部の学者によって批判されている。

1239 条は、因果関係の定義を提示せず、複数の事故が損害を引き起こした場合における解決も提示していない。

学説は、司法省が因果関係の原則を提示しなかったこと、とりわけ、因果関係の理論を提示しなかったことを批判する。しかし、司法省は、意図的にそのような選択をしているのである。というのも、司法省は、因果関係の領域において特殊な原則を固定しないことが重要である、と考えているからである。その目的は、因果関係の認定を裁判官の裁量に委ね、裁判官に、その直面している状況に合わせた判断をすることを認めることにある。

3 責任を生じさせる行為

改正草案による、責任を生じさせるさまざまな行為（所為）について、簡単に検討する。ただし、不法行為責任に関するものに限定する。

A 現行の解決の補強

まず、現行の解決の補強としては、1242 条に定義されるフォートに関するものが挙げられる。すなわち、法的な行為規範または一般的な慎重義務に対する違反は、フォートを構成するという規定である。この条文は、とりわけフランスにおいては、フォートに基づく一般的な責任の原則を再確認したものである。

次に、自己の管理下にある物によって生じた責任に関する補強が挙げられる。物の管理者がどの程度その物について責任を負わなければならないかを調べるためには、その物が、損害を惹起した時に、動いていたか否かを探究しなければならない。もしその物が動いていたら、その物が損害の原因であると推定される、という原則が適用される。これに対して、その物が動いていない場合には、その物が損害を引き起こしたことを被害者が証明しなければならない。

管理者に関しては、判例が認めるように、その物の使用に際して、指導およびコントロールをしていたか否かが問題となる。

B 改 革

(1) 新しい訴権の創造

2つの新しい訴権の創造に注目しなければならない。

1つは、契約外の事項に関して、違法な侵害を差し止める権利が認められることである(1266条)。不正競争行為を終了し、不法建築物を取り壊し、人格権侵害を止めさせ、偽造行為を禁止し、または、消費者や環境を保護する規定を尊重するよう命じることなど、違法行為の差止めは、多くの訴訟において重要な問題となる。

もう1つは、近隣紛争についての訴権が認められることである(1244条)。この条文は、現在の判例を追認するものであるにすぎないため、多くのことを言う必要はない。ただし、フォートに基づく制度ではないことのみを指摘するに止める。そして、この条文については、過剰に近隣の者を当惑させているという事実が指摘されている。ただ、解決そのものは、すでに判例によって認められている。

(2) 他人の所為による責任

さらに、他人の所為による責任に認められる改正点を強調しなければならない。改正草案による最も重要な変更は、他人の所為による責任を制限していることである(1245条)。この改正には、拡がりすぎた現行法の解決を変更しようとする意図がうかがわれる。というのも、改正草案は、他人の所為による責任について、裁判官によって認められた事項を禁ずるものだからである。判例がこのように拡張したのは、責任法を社会の進展に合わせるためであった。

この点の改正についての評価は、さまざまである。判例の帰結を危険とする保守主義者は、改正草案に賛成している。しかし、責任法からその柔軟性が失

われ、裁判官に対して新たな必要性に照らして法律を拡張解釈することを禁ずるものであると考える者もいる。

さらに改正草案によって検討された、他人の所為による責任のさまざまな制度を取り上げよう。

改正草案は、親権者の責任を検討している。この問題について、改正草案は、現在の判例法を覆している。今日のフランスでは、両親は、その子供が他人に損害を引き起こした場合には、その損害がフォートに基づくものではないとしても、損害賠償責任を負わなければならないとされている。換言すれば、未成年者が原因となっているという単なる事実によって、その両親が責任を負うのである。

ところで、改正草案 1245 条 2 項によれば、他人の行為に基づく責任は、損害を直接に引き起こした者が責任を負うべき行為をしたとの証明を前提とする。そして、学説の多くも、この結論には賛成している。

未成年者の責任を引き受ける後見人 (tuteur) も、同様に責任を負うこととなる。より一般的には、未成年者ないし成年 (被後見人) の生活様式全般を絶えずオーガナイズし、かつコントロールする責任を、司法裁判所または行政庁の決定によって引き受けた自然人ないし法人が負うのである。

さらに、委任者 (commettant) は、その下位の者 (préposé) によって引き起こされた損害については、当然に責任を負わなければならない。ここにいう委任者とは、下位の者がその職務を達成するために、指揮命令を与える権限を有する者である。

ただし、委任者は、下位の者がその職務を濫用した場合には責任を負わない。このことはすでに現行法でも認められている。

Ⅲ 人身損害についての特別な取扱い

人身損害についての取扱いが、改正項目の重要な点の 1 つである。すなわち、改正草案は、被害者間の平等を促進することによって、その身体に損害を受けた被害者に好意的な取扱いを認めている。

1 人身損害の被害者に好意的な規定

さまざまな規定があり、それらを概観しよう。

第1は、すでに述べたように、人身損害の契約外責任化（1231-1条）に関するものである。この規定は、問題を単純化するとともに、契約の枠内と枠外の人身損害の被害者であるかどうかによって生じた区別を解消するものである。例えば、列車やスキーリフトの事故の被害者が、切符を持っていたかいなかったかによって区別されることを解消する。

しかし、被害者は、契約責任の方が有利であれば、契約責任に基づいて損害賠償を請求することができる（1233-1条2項）。それゆえ、被害者は、その利益に応じて、選択をすることができるのである。

第2は、人身損害に関しての責任制限ないし免責の禁止である（1281条2項）。

第3は、被害者の過失による免責（＝過失相殺）の制限である（1254条2項）。この規定によれば、被害者に重過失がある場合にのみ、免責の効果が認められ、単なる過失であれば、損害賠償請求権が維持されることになる。

2 人身損害の被害者間の平等への強い配慮

この配慮は、人身損害による損害賠償額の算定方法の統一に表れる（1267条から1271条）。これらの新しい規定は、司法裁判所や行政庁の判断だけではなく、被害者と責任者との間で締結される和解にも適用される。このことは、損害賠償の額に関して、裁判所の解決の観点と同じものとして、実務の統一を図るものである。

この統一の意思は、以下の4つの主要な規定にも表れている。

① 法定一覧表（nomenclature）の導入（1269条）

損害賠償の対象となる損害費目については、コンセイユ・デタのデクレによって決定される単一の一覧表に従うことが義務づけられる。各司法裁判所と保険が単一の一覧表を利用することは、今日では、被害者間の平等を図るうえでは不可欠であると思われる。

② 単一の医療一覧表の導入（1270条）

人身損害の被害者は、その後遺症の重大性を、その傷病の程度（taux）を判断する鑑定書において、医療者ないし専門家によって評価してもらわなければならない。現在は、医療者は自由にその一覧表を用いることができる。しかし、その用いられる一覧表によって、傷病の程度は大きく異なることも知られている。そして、裁判官が損害賠償の額を決めるのは、この傷病の程度に応じ

てである。したがって、単一の医療一覧表の利用を義務づけることは、被害者間の平等をもたらすことになる。

③ 算定方法の調整（1271条）

算定方法の問題はとても複雑である。改正草案は、損害賠償額の一覧表を設けることを提案している。損害賠償額の一覧表が医療報酬の一覧表と区別されることを明示したことは重要である。

④ 損害賠償方法の調整（1272条）

現在は全く自由であるが、損害賠償の方法の決定についての裁判官や保険会社の権限を枠付けることが重要である。この枠は、まず、支払方法に関する。提示された原則は、定期金（rente）方式である。この方式は、近親者の収入が失われた場合、事業者の所得が失われた場合、または第三者による援助が失われた場合に用いられる。ただし、当事者の合意がある場合および裁判官の特別な配慮による判決による場合には、この損害賠償の支払方法は採られない。

IV 責任の効果：特別の3つの規定に焦点を当てて

注目すべき3つの点を検討しよう。というのも、この3点は、現行法のかなり重要な変更だからである。すなわち、(1)不法行為の領域をも含む、損害賠償条項の役割の容認、(2)損害軽減義務（ミチゲーシオン）の導入、および、(3)民事罰の導入である。

1 損害賠償に関する条項

改正草案は、民法典に、今のところは判例が認めている規律を導入することを提案している。そして、それによって、近づきやすさ、予測可能性および法的安定性が高まることとなる。しかし、改正草案の起草者は、すでに存在する規律を法典化することでは満足せず、条文を創設し、時に現行法に反対する。

1) 確認規定としては、次の2つが挙げられる。1つは、契約において、当事者の一方の本質的な債務と矛盾する条項は、書かれなかったものとみなされることである。もう1つは、責任条項の有効性が、その条項を準備した者のフォートによる場合には、問題となる（無効となる）ことである。

2) 改革としては、とりわけ、不法行為に関する損害賠償条項の有効性の承認を指摘することができる。というのも、現在は、判例が原則として、不法行

為責任に関する合意を禁止しているからである。その結論は、不法行為責任の公序性によって正当化される。しかし、この禁止は、損害が現実化する前に締結された合意についてしか妥当しない。というのも、損害が発生した後に締結される合意は、完全に合法だからである。その生じた損害の賠償について和解することは、明らかに可能である。

そこで、改正草案は、1281条に、契約外債務に関して、損害賠償を免除し、または制限することを目的とする契約が原則として有効である旨を創設的に規定する。

新しい規定は劇的であるが、その損害賠償条項の適用範囲は、同じ改正草案の他の規律によって、広く無力化 (neutralisé) されている。

まず、これらの責任条項は、人身損害には適用されない。

次に、1283条によって、フォートの結果生じた損害の賠償を制限する条項も禁止されている。

それゆえ、損害賠償の制限ないし免責条項が機能する領域は、無過失責任の領域である。

では、契約外の領域において、損害賠償責任を制限ないし免責する条項は、どのような場合に用いられるであろうか。

おそらく、それらの条項は、契約の交渉者間において、また、近隣紛争に基づく責任の結果を調整するために、近隣者間の関係において用いられるであろう。

2 損害軽減義務 (mitigation) の慎重な承認

現在、破毀院は、被害者が、責任者の利益のために、その損害賠償を制限されることはない、ということを知っている。例えば、交通事故の後に、十分な安静を取らなかったという事実は、当然には被害者の損害賠償を制限するものではない。

この問題について、改正草案は、法を進展させた。すなわち、改正草案の1263条は、破毀院に反対する。ただし、一定の範囲内のみにおいてである。

この改正草案に賛成する。論拠は多く、その詳細を検討することはできないが、妥当である。ただし、すでに指摘したように、1263条は、被害者の損害を最小化する債務についてのみ認められる。

まず、損害軽減義務は、損害の拡大を制限するためのものであって、すでに

生じている損害を減ずるものではない。

次に、損害を最小化する債務は、人身損害には適用されない。

3 民事罰

多くのリアクションを引き起こしたのは、改正草案の別の問題である。まず、1266-1条を参照しよう。民事責任に、真の予防的機能を付与することが問題となる。すなわち、フランスでは、長い間、制裁的損害賠償の導入の可否が論じられてきた。しかし、その導入には、2つの大きな困難が存在し、躊躇されていた。1つは、制裁的損害賠償をどのように評価するのか、ということであり、もう1つは、被害者を裕福にしてはならない、ということである。

改正草案に置かれた規定は、これらの批判に応えうるものである。

まず、民事罰が科されるのは、明白に重大なフォートがある場合である。すなわち、無過失責任や、ネグリジェンスないし慎重さを欠く場合における責任には、民事罰は科されない。そして、その額は、以下の点に従って多様である。

- ① 民事罰の額は、犯されたフォートの重大性、侵害行為者の支払能力（資力）、および、得られた利益によって決定される。
- ② 明確な基準に基づく範囲内に制限される。
- ③ 民事罰は、損害賠償基金または国庫に充当される。
- ④ 民事罰には、保険の適用はない。

V 結 語

一般的な結論として、この改正草案は、かなりよいものである。多くの待ち望まれていた改良が加えられ、現在の解決を覆すものでもない。

もちろん、いくつかの欠陥は存在する。とりわけ、あまりに多く存在する特別な責任制度の全体に関わる問題を規律せず、結果債務と手段債務の区別についても何も規律していない。このことは意外でもある。

しかし、今後の国会での審議が、さらに改正草案を改良するであろうと考えている。

【付記】本稿は、2017年4月4日、立教大学太刀川記念館3階多目的ホールにおいて行われた公開講演会の講演原稿を翻訳したものである。